日刊 動労千葉
82.11.25
No. 1203
国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五～六・（公衆）〇四七二（22）七二〇七

五七・一一ダイ改闘争
動労「本部」革マルの裏切りを暴露・断罪する
下（最終回）

動労「本部」革マルの裏切りの第四は、国労の闘いに「スト反対」を呼ぶとともに、総評の国労スト支援に抗議し、中止を申し入れ、当局に「スト弾圧」を要請したことである。

裏切りの第四 ＝「国労のストは挑発」「スト反対」を叫んで闘争破壊！「国労支援やめよ」と総評に抗議

「絶対反対をさけんでもだめ」「闘えば敵の思うツボにはまる」「攻撃の本質をつかむことが重要だ」なる、闘わないためのヘ理屈をならべ、「働き度を高める」として生産性向上運動を路線化し、当局の先兵になり下った動労「本部」革マルは、国労の闘いに対し、「今日の情勢下において、この闘いが適切であるか否か」（動労「本部」、11/10、電話連絡一二八号）とか、「国労の闘いはなにが争点か不明確だ」（同、11/12、電話連絡一三二号）とか、「国労中央のメンツのための引き廻し」（動労東京地本新鶴見支部機関紙ひびき№7）（中原支部掲示）などとスト反対を絶叫したのである。

さらに、総評の「国労スト支援」という当然の指示に対し、「動労に一片の相談もない」（同、11/10 電話連絡一二八号）となきごとをいいながら、あつかましくも抗議を申し入れ、「結論が出るまで凍結」（同上）を要求し、あろうことか、「総評が責任をもって国労に闘争を中止するように話をすべきである」「指導すべきだ」（同上）と総評にスト中止を説得しろとまでいい放ったのである。

自分たちは、早々と十一月四日の時点で「五七・一一合理化」に応じる裏切りを行っていながら、「動労に相談もない」とは革マル分子にしていえる言葉である。

裏切りの第五 ＝スト破り上越一番列車の運転を当局に約束！ 権力・当局に国労弾圧を要請し、保護を願い出る

そのうえで、動労「本部」革マルは、当局に対し次のような言語道断の〝申し入れ〟を行った。

① 当局の主張を明確にしろ（国労に対して）

② 国労の動向にからめて不慮の事態がおきないよう対処すること。

不慮の事態となった場合については、乗務員の身の安全を第一義に考え対処すること。

これは、当局に「国労と断固対決しろ」「十分な警備体制をとれ」「国労の闘争を弾圧しろ」と要求し、当局に保護を願い出ているのであり、怒りなしに読むことができないものである。

革マルの敵対をうち破り、十二月ゼネストを貫徹しよう

以上みてきた通り、「五七・一一ダイ改」における動労「本部」革マルの裏切りは、政府・自民党、国鉄当局による軍事大国化・改憲にむけた国鉄労働運動解体攻撃の激化のなかで、革マルがセクト的に生きのびるために、臨調路線に卒先して協力することを宣言したものである。

当局に忠誠を誓い、闘う労働者を権力、当局にかわってたたきつぶしにかかる動労「本部」革マルこそ、正真正銘労働者の敵である。

今後、国鉄当局の攻撃はよりシ烈さを増し、これと一体となった動労「本部」革マルの裏切りと組織破壊攻撃も強まることが必至である。

だからこそ、革マル反動分子の一掃なしに国鉄労働運動の前進はありえないこともまた明確である。

いま、国労、動労をはじめ国鉄労働者の革マルの裏切りに対する怒りが頂点に達している。国労はじめ、闘う労働者は全国の職場でこの動労「本部」革マルが締結した「協定」は、「産報的労使協調宣言である」と断罪し、「動労革マル糾弾」が展開されている。これは、全く当然である。

いまこそ、国鉄労働者の力で、当局の手先き＝動労「本部」革マルを一掃し、国鉄労働運動の戦闘的再生をかちとろうではないか。

革マルの敵対をうち破り、十二月ゼネストを貫徹し、八三年「国鉄」「三里塚二期阻止」の大爆発をかちとり、中江選挙、八三春闘に勝利しよう。

国労の仲間の皆さん!?

今や国労中央が打ち出した「国労の合意のない新ダイヤ強行反対」を斗争目標にした〝闘争戦術〟について、本当に国労組合員の利益をかちとるための〝闘争戦術〟なのでしょうか!?

私達動労は疑問に感じるところであります。

国労のストは挑発！ スト反対！ 国労支援やめよ！ 総評の国労

新鶴見支部機関紙 ひびき 11/14

国労中央の「団交ストップ戦術」の問題性を明らかにする！
＝このような斗いで本当に組合員の利益を守っていけるのか＝

全ての動労・国労の組合員の皆さん！ とりわけ国労組合員の皆さん！

国労本部は11/4 突然、57・11ダイヤ改正の団交ストップと非協力体制の強化を打ち出しました。 その内容と見解については、「本部情報」として出された分会掲示で明らかにされています。 しかしこの本部見解と「団交ストップ」という方針が出されてきた背景をみると様々な問題点をはらんでおり、この様な斗いが本当に職場組合員の利益を守るための斗いなのか大いに問題のわく所であります。以下その問題点を明らかにし、同

[3] 国労本部の方針で組合員の利益が本当に守れるのか（勝ち取られた利益を踏こし、組合員を攻撃 の前面にさらすことになる） ① 精力的な交渉の中から勝ち取ってきた「合理化数に見合う最終措置の実施」が白紙に戻されるかも知れない事 ② 斗いが突然打ち出され、真正面から斗う体制が短期間から作られていないこと ③ 「斗かわしてタタケ」という支配者階級の組織破壊攻撃 に乗せられる危険性があること ④ 斗いの展望をどのように持ち、この斗いを通じて何を勝ち取るのか不鮮明、おそらく展望は見出せないだろう。 ←（国労は、ストをやめよ、と叫ぶ、動労・中原支部の掲示。（抜粋））（11/12付）

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉砕せよ！

利！勝！争！闘！ト！ジ！エ！ッ！三！里！塚！粉！砕！革！行！調！臨